証券コード　3088
平成20年６月10日

株　主　各　位

千葉県松戸市新松戸東９番地１
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長　　松　本　南海雄

第１回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第１回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年６月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成20年６月27日（金曜日）午前10時

２．場　　所　千葉県松戸市新松戸東９番地１
株式会社マツモトキヨシホールディングス本社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第１期（平成19年10月１日から平成20年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第１期（平成19年10月１日から平成20年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　取締役及び監査役の報酬額承認の件
第６号議案　当社株式の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）承認の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/index.html）において周知させていただきます。

（添付書類）

事　　　業　　　報　　　告

（平成19年10月１日から平成20年３月31日まで
＊当社の第１期事業年度は平成19年10月１日から平成20年３月31日までですが、当連結会計年度は完全子会社となった株式会社マツモトキヨシの連結財務諸表を引き継いで作成しているため、平成19年４月１日から平成20年３月31日までとなっております。）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済の現状は、住宅投資の落ち込みや原油／原材料価格高騰の影響から減速しているものの輸出は増加を続けており、基調としては緩やかながら拡大が続いています。

一方、雇用者所得が緩やかな増加を続けるもとで、年央から顕在化したサブプライムローン問題、それらによる株価の下落／低迷、急激な円高ドル安など、これまで好調に推移した企業収益に与える懸念材料も多く、景気の先行きは不透明であり個人消費は依然として伸び悩んでおります。

このような環境のなか当社グループは、平成19年10月１日、株式移転方式により純粋持株会社である当社を設立し、東京証券取引所第一部に新規上場いたしました。

さらに平成20年１月１日、持株会社体制への第２ステップとして、株式会社マツモトキヨシの子会社及び関連会社等の支配及び管理にかかる営業を当社に承継する会社分割を行いました。これにより、当社がグループ全体の経営戦略を立案し、また、重複した各社の本社機能を効率化することによって、グループ各社は顧客視点に立った地域密着型の営業を行うことが可能になる体制へと移行しました。

当社グループは、薬粧事業の更なる強化・拡大を図るため、スケールメリットを活かしたＮＢ商品の原価低減、ＰＢ商品の開発及び拡販を積極的に進めるとともに、お客様のニーズに応える品揃えとサービスを提供し、お客様から信頼される店舗を最優先のテーマとして鋭意取り組み、継続的に成長できる企業体質の確立を目指してまいりました。

その結果、グループ各社とも、天候／気温などの自然環境変化に合わせたシーズン商品の展開強化、ＭＫカスタマー及び化粧品のノンプリントプライス商品の拡販、改装による活性化により既存店は順調に推移し、株式会社ぱぱす及び株式会社マックスの連結による寄与、子会社である株式会社マツモトキヨシと株式会社イズミ／杉浦薬品株式会社とのＦＣ事業、及び株式会社中島ファミリー薬局／株式会社イタヤマメディコ／株式会社ミドリ薬品／株式会社キョーエイ／ＪＡいずもとの新規ＦＣ契約による卸売りの拡大により、売上高及び売上総利益高は順調に拡大いたしました。

一方、販売費及び一般管理費は、新ＰＯＳレジの導入や新たに失効期限を設けたことにより第３四半期以降ポイント還元費用が増加しましたが、販促施策の見直し、ＣＭを含めた広告宣伝費の削減など、その抑制に努めてまいりました。

また、新規出店に対するグループの姿勢として、地代家賃の高騰や優良物件の不足などを踏まえ、その数よりも将来業績に貢献する質の高い出店を目指し慎重な対応を継続してまいりました。その結果、グループ全体で68店舗を出店し、そのうち重点地域としている関東以西への出店は鹿児島県及び島根県の初出店を含め21店舗（ＦＣ店９店舗含む）となりました。

重要戦略と位置づけるＦＣ戦略は、株式会社中島ファミリー薬局（長野県）／株式会社イタヤマメディコ（山梨県）／株式会社ミドリ薬品（鹿児島県）／株式会社キョーエイ（徳島県）／ＪＡいずも（島根県）の４社１組合とそれぞれ契約を締結しており着実に拡大を続けております。

なお、当期／翌期の２年間は、今後の成長に向けた足場固めの年として位置づけ、グループとして、不採算店67店舗を閉鎖し、活性化に向けた既存店舗の改装を79店舗で実行しました。

このような営業活動に基づき、薬粧部門の売上高は3,626億67百万円（参考：株式会社マツモトキヨシの連結対前年同期比12.9％増）、ホームセンター部門の売上高は72億15百万円（同2.9％減）、建設部門８億30百万円（同23.0％増）、卸売部門は177億76百万円（同71.1％増）、その他の部門１億65百万円（同17.9％増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、3,909億34百万円（同13.2%増）、営業利益は157億78百万円（同13.9%増）、経常利益は169億82百万円（同9.9%増）、当期純利益は68億１百万円（同64.6%増）と増収増益となりました。（参考：売上高／営業利益／経常利益は株式会社マツモトキヨシ連結業績を含め過去最高となりました。）

		第１期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）	
事業区分	販売形態	金額（百万円）	構成比(%)
小売事業	薬粧	362,667	92.8
	ホームセンター	7,215	1.9
卸売事業		17,776	4.5
その他事業	建設	830	0.2
	その他	165	0.0
営業収入		2,278	0.6
合計		390,934	100.0

（注）１．営業収入はフランチャイジーからのロイヤルティ収入、テナントからの受取家賃及び広告収入等であります。
２．当社は設立第１期であるため、前期比は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、グループ全体での68店舗出店及び79店舗の改装を行い、これに伴う設備投資は68億34百万円となりました。

また、ロイヤルカスタマーの利便性を高めるためのポイントシステム、店頭情報の更なる有効利用のための新ＰＯＳシステム等の店舗関係を中心としたシステム投資14億78百万円を行いました。

その結果、その他投資を含め、当連結会計年度の設備投資額は、85億86百万円となりました。

③　資金調達の状況

平成19年10月１日に、持株会社株式会社マツモトキヨシホールディングスを設立し、グループ全体の経営戦略の立案及び管理事業を行うことといたしました。そのため、資金調達においても子会社を含めたグループ一元管理を開始し、機動的かつ安定的な資金調達体制を確保しております。

長期資金調達面では、新規にタームローン契約（期間３年、120億円）を主要取引銀行８行と締結し、資金調達の安定化をはかりました。

また、短期運転資金としては、コマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、資金需要に対応する予定です。

④　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成20年１月１日をもって株式会社マツモトキヨシの子会社及び関連会社等の支配及び管理にかかる営業を、当社に承継させる会社分割を実施いたしました。これは、当社がグループ全体の経営戦略を立案し、また、重複した各社の本社機能を効率化することにより、グループ各社が顧客視点に立った地域密着型営業を推進することを目的に行ったものであります。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第　１　期 平成20年３月期 （当連結会計年度）
売　上　高（百万円）	390,934
経　常　利　益（百万円）	16,982
当　期　純　利　益（百万円）	6,801
１株当たり当期純利益（円）	134.25
総　資　産（百万円）	195,981
純　資　産（百万円）	93,872

（注）当社は設立第１期であるため、当連結会計年度より前の数値は記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マツモトキヨシ	21,086百万円	100%	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社健康家族	170	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社トウブドラッグ	90	85	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社ぱぱす	253	75	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社エムケイ東日本販売	450	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社マックス	55	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社エムケイプランニング	50	100	店舗の建設・営繕
伊東秀商事株式会社	10	90	日用雑貨等の卸売
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100	生命・損害保険代理業
株式会社ユーカリ広告	10	100	新聞折込チラシ配布

(注) 平成19年10月１日に株式会社マツモトキヨシは、株式移転により完全親会社となる株式会社マツモトキヨシホールディングスを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 持株会社体制の確立

持株会社体制導入にともないコーポレートガバナンスを強化すると共に、各事業会社が営業に専念できる体制並びにグループ企業間の連携、協力体制の構築に取り組んでまいります。

また、当社グループは、中長期経営計画に基づきグループの拡大化を戦略的に最適化してまいります。

Ｍ＆Ａ（資本参加や子会社化）については、引き続き、地域／規模／収益状況等を戦略的に判断して実施し、スケールメリットによる原価の低減や全国規模での店舗網拡大、新規事業への参入等によりグループ拡大化を推進してまいります。

一方で、業務提携につきましては、今後、互いの取り組みや事業の方向性を踏まえ、業務提携の成果を確実に挙げることができる関係へ見直しいたします。業務提携の実効性を高め、互いの強み・得意分野を生かして相互に補完し、互いの競争力を強化していくことができる関係の構築を目指してまいります。

② 利益体質の強化と継続的な成長

イ．薬粧事業の収益性の強化

当社グループでは、企業価値向上を図るために重要となるドラッグストアを中心とした小売事業の収益性向上に向け、下記５つの諸施策を着実に実施してまいります。

(a) 顧客接点の再設計

親切な対応、清潔感のある店舗、わかりやすい売り場、ニーズにあった品揃え、カウンセリングによるお客様の悩みの解決等を実現するため、店舗、本部機能、また物流機能についても含めて、その業務の見直しを行います。これにより、都度のご来店をお客様にとって価値あるものにし、その結果、長期的な関係が構築できるよう努めてまいります。

(b) ロイヤルカスタマー作りからその拡大へ

従来のチラシ等による集客からロイヤルカスタマーを醸成する効果のある販売促進へ軸足を移しております。これは、常日頃からご愛顧いただいているお客様へのサービスレベルをさらに充実させることであり、また、より多くのお客様がロイヤルカスタマーとなっていただけるようその拡大に努めてまいります。

(c) 商品政策の改善

品揃えと商品開発を改善・強化します。①データ分析に基づいた商品の入替えと新商品の積極的な導入、②お客様のニーズに応じた品揃えと価格設定、③安さだけでなく付加価値を訴求した高機能ＰＢ商品の開発、④ＰＢ商品の拡充・拡販（目標売上高構成比15%）、について積極的に取り組んでまいります。

(d) 質の高い新規出店、スクラップ＆ビルドの推進

新規出店においてはドミナント出店を基本とし、投資回収という観点を重視した単に店舗数を増やすのではなく質の高い店舗の開発に全力を投じます。一方で、既存の店舗についても店舗別の採算管理を強化し、不採算店舗については積極的にスクラップ＆ビルドを行うなど、収益性の改善を図ってまいります。

(e) 調剤事業の拡大

当社グループは、調剤機能を充実・強化させることが「かかりつけ薬局」としての専門性強化となり、ひいては競合他社に対する優位性・差別化につながると考えております。調剤店舗の拡大、医療モールの構築、調剤システムの最適化、調剤研修の強化を中心に調剤事業を拡大し、付加価値の向上を図ってまいります。

ロ．継続的な成長

継続的な成長を図るため、Ｍ＆Ａ及びＦＣ化を推進してまいります。

前述しましたとおり、Ｍ＆Ａ（資本参加及び子会社化）については、地域／規模／収益状況等を戦略的に判断して実施してまいります。

ＦＣ事業においては、お互いが利益をシェアし共に拡大することを目的とし、「既存ドラッグチェーン」「電鉄系企業」「ＧＭＳ／ＳＭ／量販店」「ＨＣ」「調剤薬局」の『５業態』を中心に事業拡大を図っております。今後も、医薬品分類規制緩和が目前になることから、生活者のニーズが高い「医薬品販売」に参入する流通業が益々増えると予想されます。当社グループのＦＣ事業では、医薬品販売「部門」を持たない、または実績は小さいが優良物件を持った流通業をターゲットに、専門店のノウハウ（仕入・販売・教育などの仕組み）を提供してまいります。

既存のＦＣ加盟企業につきましては、さらなる満足度向上を図るとともに、収益性を向上させる仕組みを構築いたします。

③　必要な人材の確保と育成

当社グループでは、セルフメディケーションを促進させ、地域に密着した「かかりつけ薬局」化を推進しております。「かかりつけ薬局」を実現させるため、高い専門知識をもつ販売員（薬剤師及び薬事法改正による登録販売者）の確保と人材育成に取り組んでおります。

また、カウンセリングができるプロフェッショナルを育成するための各種研修・教育制度を設けております。

今後も高い専門性を追求し、当社グループが「自分のカラダは自分で守る－セルフメディケーション」に役立つ存在として全国に認知されるよう、また、お客様が美と健康に対して安心でき、より快適に過ごせる環境（店舗）創りに取り組んでまいります。

④　変化するニーズへの対応

治療から予防、健康維持・増進などのトータルヘルスケアを目指し、ニーズに合った新業態の開発や新規事業への参入を推進してまいります。美と健康を通じて地域住民の高度化するニーズに応え、お客様との信頼関係をより高められるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年３月31日現在）

当社グループは、医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等を販売する小売事業を核に、卸売事業、建設事業、その他サービス事業などの活動を行っております。

事業区分別の事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	販売形態	事業内容
小売事業	薬粧	医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨等の販売
	ホームセンター	ＤＩＹ商品、ガーデニング・日用品、 ペット用品等の生活用品販売
卸売事業		子会社及びフランチャイジー等への商品供給
その他事業	建設	店舗の建設・営繕
	その他	新聞折込チラシの配布、生命・損害保険代理業

(6) **主要な営業所及び店舗**（平成20年３月31日現在）

①　当　　　社

本　　　社　千葉県松戸市新松戸東９番地１

②　主要な子会社の事業所

株式会社マツモトキヨシ

本　　　社　千葉県松戸市新松戸東９番地１

関西営業所　大阪府大阪市淀川区西中島５丁目14番22号

九州営業所　福岡県福岡市東区蒲田３丁目９番70号

店　　　舗

事業区分	店舗数	地域別	都道府県別店舗数
薬粧	750(34)	北海道 2(－)	北海道　2(－)
		東　北 5(－)	宮城県　3(－)　福島県　2(－)
		関　東 640(10)	千葉県 183(5)　東京都 154(3) 埼玉県 121(－)　神奈川県 69(2) 茨城県 55(－)　栃木県 30(－) 群馬県 28(－)
		甲信越 2(－)	長野県　2(－)
		北　陸 3(－)	石川県　2(－)　福井県　1(－)
		東　海 18(－)	愛知県　9(－)　静岡県　4(－) 岐阜県　3(－)　三重県　2(－)
		近　畿 43(13)	大阪府 19(9)　兵庫県 12(－) 奈良県　8(4)　京都府　4(－)
		中　国 7(1)	広島県　4(－)　岡山県　1(－) 鳥取県　1(－)　島根県　1(1)
		四　国 3(－)	香川県　2(－)　愛媛県　1(－)
		九　州 22(5)	福岡県 16(2)　大分県　2(－) 熊本県　2(1)　鹿児島県　2(2)
		沖　縄 5(5)	沖縄県　5(5)
ホームセンター	5(－)	関　東 5(－)	千葉県　3(－)　東京都　1(－) 埼玉県　1(－)
合計	755(34)		

※（　）内の数字は当該店舗数に含まれるＦＣ店の数であります。また、埼玉県店舗数にインターネット店１店舗を含んでおります。

③　その他子会社

会社名 （本社所在地）	事業区分	店舗数	都道府県別店舗数
株式会社健康家族 （長野県岡谷市）	小売事業	35	長野県　35
株式会社トウブドラッグ （千葉県松戸市）	小売事業	30	埼玉県　18　東京都　7 千葉県　5
株式会社ぱぱす （東京都墨田区）	小売事業	118	東京都 116　千葉県　2
株式会社エムケイ東日本販売 （宮城県仙台市青葉区）	小売事業	34	福島県　12　千葉県　5 栃木県　4　新潟県　4 群馬県　3　青森県　2 岩手県　2　秋田県　1 愛媛県　1
株式会社マックス （新潟県新潟市中央区）	小売事業	20	新潟県　20
株式会社エムケイプランニング （千葉県松戸市）	建設事業	－	－
伊東秀商事株式会社 （千葉県松戸市）	卸売事業	－	－
株式会社マツモトキヨシ保険サービス （千葉県松戸市）	その他事業	－	－
株式会社ユーカリ広告 （千葉県柏市）	その他事業	－	－

(7) 使用人の状況（平成20年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	販売形態	使用人数
小売事業	薬粧	3,599名　（5,428名）
	ホームセンター	64名　（92名）
卸売事業		60名　（3名）
その他事業	建設	10名　（1名）
	その他	5名　（2名）
全社（共通）		441名　（106名）
合計		4,179名　（5,632名）

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時従業員（８時間換算）は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．全社（共通）として、記載されている使用人数は、事業区分できない部門に所属しているものであります。
３．当社は設立第１期であるため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②　当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
65名（26名）	42.4歳	11.5年

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時従業員（８時間換算）は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．当社使用人は、すべて連結子会社である株式会社マツモトキヨシからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。
３．当社は設立第１期であるため、前事業年度末比増減は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	11,362百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	5,062
株式会社みずほ銀行	3,203
株式会社京都銀行	2,250
株式会社三井住友銀行	1,750

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　210,000,000株

② 発行済株式の総数　49,045,110株

（自己株式4,533,904株を除く）

③ 株主数　9,831名

④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーサブアカウントアメリカンクライアント	6,778千株	13.82%
松本鉄男	5,615	11.45
松本南海雄	4,167	8.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,224	4.53
株式会社千葉銀行	2,147	4.38
株式会社南海公産	1,743	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,172	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,014	2.07
全国共済農業協同組合連合会	877	1.79
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェイピーアールディアイエスジーエフイーエイシー	814	1.66

（注）１．当社は自己株式4,533,904株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

２．出資比率は自己株式4,533,904株を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松　本　南海雄	株式会社マツモトキヨシ代表取締役 株式会社ユアースポーツ代表取締役 株式会社南海公産代表取締役
専務取締役	吉　田　雅　司	株式会社マツモトキヨシ専務取締役
取締役	成　田　一　夫	経営企画部長
取締役	隼　田　登志夫	
取締役	松　本　鉄　男	
取締役	渡　邉　孝　男	株式会社エムケイ東日本販売代表取締役
取締役	矢　部　　一	株式会社健康家族取締役会長
取締役	松　本　清　雄	
取締役	大　斎　正　博	三生収納サービス株式会社代表取締役 株式会社ビジネスエージェンシー代表取締役
常勤監査役	佐　賀　　淳	
監査役	田井村　政　人	株式会社ユアースポーツ常務取締役
監査役	大　岩　哲　夫	株式会社千葉銀行代表取締役副頭取

（注）１．取締役及び監査役は、当社設立（平成19年10月１日設立）に伴い就任いたしました。

２．取締役大斎正博氏は、社外取締役であります。

３．監査役田井村政人氏及び大岩哲夫氏は、社外監査役であります。

４．当期中における取締役の異動

平成20年１月１日の会社分割により株式会社マツモトキヨシ（分割会社）より、同社が保有していた子会社及び関連会社等の支配及び管理にかかる事業を当社（承継会社）へ承継いたしました。これにより、以下のとおり取締役の異動を行いました。

氏名	新	旧	異動日
成田　一夫	取締役経営企画部長	取締役	平成20年１月１日

【ご参考】

当社は、平成20年４月１日より取締役会の改革及び執行役員制度の導入を柱とする経営機構改革を実施し新体制となっております。詳細は次のとおりであります。

（取締役及び監査役）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松本　南海雄	株式会社マツモトキヨシ代表取締役 株式会社ユアースポーツ代表取締役 株式会社南海公産代表取締役
取締役副社長	吉田　雅司	事業会社統括担当 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長
専務取締役	成田　一夫	管理担当兼経営企画部長 株式会社マツモトキヨシ専務取締役
常務取締役	松本　清雄	株式会社マツモトキヨシ常務取締役
取締役	松本　鉄男	渉外担当
取締役	大翁　正博	三生収納サービス株式会社代表取締役 株式会社ビジネスエージェンシー代表取締役
常勤監査役	佐賀　淳	
監査役	田井村　政人	株式会社ユアースポーツ常務取締役
監査役	大岩　哲夫	株式会社千葉銀行代表取締役副頭取

（注）１．常務取締役松本清雄は、第１回定時株主総会第２号議案の定款一部変更の件が承認された場合、平成20年７月１日付にて「営業企画・商品統括担当」となります。

２．取締役松本鉄男は、平成20年５月１日付にて「取締役相談役渉外担当」へ異動となりました。

（執行役員）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
執行役員	隼田　登志夫	株式会社マツモトキヨシ常務取締役
執行役員	渡邉　孝男	株式会社エムケイ東日本販売代表取締役
執行役員	矢部　一	株式会社マツモトキヨシ常務取締役 株式会社健康家族取締役会長
執行役員	山崎　邦夫	株式会社ぱぱす専務取締役
執行役員	小松　栄二	財務経理部長
執行役員	小山　由紀夫	内部統制統括室長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	9 名 (1)	－ 百万円 (－)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	－ (－)
合計	12	－

（注）１．取締役及び監査役の報酬につきましては、当社子会社であります株式会社マツモトキヨシより支給しており、支給額は、取締役９名に対して147百万円（うち社外取締役1.8百万円）監査役３名に対して12百万円（うち社外監査役3.6百万円）となっており、支給総額は、160百万円となっております。

なお、本支給総額は平成19年10月１日から平成20年３月31日迄の支給実績を記載しております。

２．上記１に記載しております取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の株式会社マツモトキヨシ第54回定時株主総会の株式移転による持株会社設立の件において、月額30百万円以内と決議いただいております。

なお、当社子会社であります株式会社マツモトキヨシにおける取締役の報酬限度額は、平成７年６月29日開催の第42回定時株主総会において、月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の株式会社マツモトキヨシ第54回定時株主総会の株式移転による持株会社設立の件において、月額３百万円以内と決議いただいております。

なお、当社子会社であります株式会社マツモトキヨシにおける監査役の報酬限度額は、平成７年６月29日開催の第42回定時株主総会において、月額３百万円以内と決議をいただいております。

【ご参考】

当社は、平成20年６月16日開催予定の株式会社マツモトキヨシ第55回定時株主総会にて「退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金（弔慰金含む）の贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」の議案に対して承認する予定でおります。その内容については次のとおりです。

（株式会社マツモトキヨシ　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金（弔慰金含む）贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の概要）

平成19年９月30日付をもって退任された取締役唐樋和明氏、平成20年３月31日付をもって退任された取締役松本鉄男氏、渡邉孝男氏、大爺正博氏、平成19年７月25日付をもって退任された故監査役鳥越進氏、株式会社マツモトキヨシ第55回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任される監査役大岩哲夫氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、同社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金（弔慰金含む）を贈呈する議案について承認する予定でおります。なお、各氏に対するその具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会、退任監査役については監査役の協議に一任する予定でおります。

同社の退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
松　本　鉄　男	昭和50年４月　株式会社マツモトキヨシ常務取締役 平成９年７月　同社取締役副社長 平成10年６月　同社代表取締役副社長 平成13年２月　同社取締役 平成20年３月　同社取締役退任
渡　邉　孝　男	平成14年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成20年３月　同社取締役退任
唐　樋　和　明	平成15年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成19年９月　同社取締役退任
大　爺　正　博	平成19年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成20年３月　同社取締役退任
鳥　越　　　進	平成16年６月　株式会社マツモトキヨシ監査役 平成19年７月　逝去
大　岩　哲　夫	平成16年６月　株式会社マツモトキヨシ監査役（現任）

また、平成20年4月18日開催の同社取締役会において、役員退職慰労金制度を第55回定時株主総会をもって廃止する旨決議しております。本制度の廃止に伴い、同株主総会終結後も引き続き在任する役員に対し、それぞれ就任時から、同株主総会終結の時までの在任期間に対応する同制度廃止に伴う打ち切り支給を同社所定の基準に従い、相当額の範囲内で支給する議案について承認する予定でおります。なお、各氏に対する支給時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任する予定でおります。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
松　本　南海雄	昭和50年４月　株式会社マツモトキヨシ専務取締役 平成９年７月　同社取締役副社長 平成10年６月　同社代表取締役副社長 平成13年２月　同社代表取締役社長（現任）
吉　田　雅　司	平成７年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成９年７月　同社常務取締役 平成14年４月　同社専務取締役 平成20年４月　同社取締役副社長（現任）
成　田　一　夫	平成18年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成20年４月　同社専務取締役（現任）
松　本　清　雄	平成17年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成20年４月　同社常務取締役（現任）
隼　田　登志夫	平成14年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成20年４月　同社常務取締役（現任）
矢　部　　　一	平成18年６月　株式会社マツモトキヨシ取締役 平成20年４月　同社常務取締役（現任）
佐　賀　　　淳	平成15年６月　株式会社マツモトキヨシ監査役（現任）
田井村　政　人	平成15年６月　株式会社マツモトキヨシ監査役（現任）

③　社外役員に関する事項

ａ．取締役　大爺　正博

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

三生収納サービス株式会社代表取締役及び株式会社ビジネスエージェンシー代表取締役であります。なお、当社と前記各社との間に取引関係はありません。

イ．他の株式会社の社外役員の兼務状況

株式会社マツモトキヨシ及びクロスプラス株式会社の社外取締役であります。

なお、同氏は平成20年３月31日付をもって株式会社マツモトキヨシ社外取締役を退任しております。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当社設立以降（平成19年10月１日設立）、取締役会は９回開催され、出席率は89％であります。

出席された取締役会では、経営者としての豊富な経験に基づき、報告及び決議事項について、客観的な質問・助言を適宜行っております。

オ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条１項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

なお、当社子会社であります株式会社マツモトキヨシとの間に同社定款の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

ｂ．監査役　田井村　政人

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社ユアースポーツ常務取締役であります。当社は、同社との間に不動産賃借の取引関係があります。

なお、当社子会社であります株式会社マツモトキヨシとの間に不動産賃借の取引関係があります。

イ．他の株式会社の社外役員の兼務状況

株式会社マツモトキヨシ社外監査役であります。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

(ｱ) 取締役会への出席状況及び発言状況

当社設立以降（平成19年10月１日設立）、取締役会は９回開催され、出席率は100％であります。

出席された取締役会では、経営者としての豊富な経験に基づき、監査役の立場より報告及び決議事項について、適宜発言を行っております。

(ｲ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当社設立以降（平成19年10月１日設立）、監査役会は６回開催され、出席率は100％であります。

出席された監査役会では、監査事項に関する協議や取締役会での報告及び決議事項について事前審議を行い、必要に応じて適宜発言を行っております。

オ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償を限定する契約は締結しておりません。

ｃ．監査役　大岩　哲夫

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社千葉銀行代表取締役副頭取であります。なお、当社と同社との間には融資取引があります。

イ．他の株式会社の社外役員の兼務状況

株式会社マツモトキヨシ社外監査役であります。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

(ｱ) 取締役会への出席状況及び発言状況

当社設立以降（平成19年10月１日設立）、取締役会は９回開催され、出席率は33％であります。

出席された取締役会では、金融機関における経営者としての豊富な経験に基づき、監査役の立場より報告及び決議事項について、適宜発言を行っております。

(ｲ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当社設立以降（平成19年10月１日設立）、監査役会は６回開催され、出席率は50％であります。

出席された監査役会では、監査事項に関する協議や取締役会の報告及び決議事項についての事前審議を行い、適宜発言を行っております。

オ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償を限定する契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　　　　　　　　　　監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	2百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74

（注）１．当社の子会社である㈱マツモトキヨシについても監査法人トーマツが会計監査人となっております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり監査法人トーマツによりコンサルティングを受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会が会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって行います。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人相互における迅速かつ的確な報告と、適正な職務執行のための体制（以下「内部統制システム」といいます。）を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

ａ．コンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として「内部統制統括室」、「コンプライアンス委員会」を設置しました。なお、コンプライアンス委員会は、コンプライアンスへの取り組み状況等を定期的に取締役会へ報告することとしております。

ｂ．監査役による監査機能を充実させるため、⑨に記載するとおり、監査役への報告体制の整備を行いました。

ｃ．内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用通報窓口（ヘルプライン）を整備しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行っております。なお、取締役及び監査役は、随時、これらの文書を閲覧することができます。

③ 損失の危機に関する規程その他の体制

グループ会社のリスク管理のための基本方針・体制全般について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築します。

全社的なリスク（コンプライアンスリスクを含みます。）の抽出作業を行い、リスクの種類毎の管理体制を整備するため、「内部統制統括室」を設置しました。

④ 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次のような体制を設け、取締役の職務が効率的に行われる事を確保しています。

ａ．業務執行上の重要事項について報告・検討を行うため、代表取締役の諮問機関としてグループ経営会議、グループ事業戦略会議をそれぞれ毎月１回開催しております。

ｂ．関係部門・関係者が参加し、会社が直面している課題や問題点について迅速に対応策を立案し、検討することができるよう、組織横断的な協議機関として社内委員会を設置しております。

ｃ．各組織・役職等の役割及び責任の所在を明確にするとともに、適切な権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るため、職務権限規程を見直しました。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人へのコンプライアンスの周知徹底のために、「行動規範ハンドブック」の全使用人への配布・研修等の実施及びこれへの参加義務付け等をすることにより、教育体制の構築を進めております。

⑥　会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、以下の体制構築に向け、現在協議中であります。

ａ．子会社を含めたグループ全体にて、経営理念、行動指針を共有できるよう、関連規程、管理体制を整備する。

ｂ．関係会社管理規程を作成し、グループ会社全体を管理する体制を整備する。なお、当社は、グループ事業における業務の適正を確保するため、広報室により、業務提携・子会社等を管理する体制となっております。

ｃ．子会社の業務状況については、子会社より定期的に当社の取締役会に報告させる体制を整備する。

ｄ．子会社に対しては、当社より定期的に内部監査を行うこととする。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ内部監査担当員が必要に応じて、監査役の職務を補助することとしております。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとし、また、他の役職との兼任を禁止することとしております。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法令で定められた事項のほか、取締役会、グループ経営会議及びグループ事業戦略会議の付議事項、内部通報制度における通報状況、コンプライアンス委員会その他の内部統制システムの状況等、会社の重要事項について監査役が遅滞なく報告を受けることのできる体制を整備しております。

常勤監査役については、グループ事業戦略会議等の社内会議に出席し、会社の重要情報について適宜報告を受けることのできる体制を整備しております。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　現在、監査役３名（うち２名は会社法第２条第16号に規定する社外監査役です。）により監査役会が構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、月１回適宜開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っております。また、各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議であるグループ経営会議にも出席しております。

　なお、監査役は、当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑪　反社会的勢力への対処

　当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

　そして、これを実現するために、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携を築くようにしております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本的な考え方

当社では、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」および「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の４つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めております。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、関係会社を含め、社員一人ひとりに法律遵守の意識を徹底させてまいります。

当社は、これらの継続的な活動を通じて、株主はもとより取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長力のある企業を実現し、企業価値および株主共同の利益をより高めていくことを基本施策としております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社従業員および現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、平成19年10月１日開催の取締役会において、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、買収防衛策として大規模買付者に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

③　上記②の取組みについての取締役会の判断

大規模買付者は、当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会（後述）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。

独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付が企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。

当社取締役会は、上記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は、公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

なお、当社は上記買収防衛策導入に関する本プランの継続について、株主の皆様の承認を得ることとし、平成20年６月27日開催予定の当社第１回定時株主総会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）承認の件」を付議いたします。

連結貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**81,029**	**流動負債**	**78,709**
現金及び預金	16,866	支払手形及び買掛金	52,724
売掛金	9,131	１年内償還予定社債	280
たな卸資産	44,343	１年内返済予定長期借入金	11,932
繰延税金資産	2,789	未払法人税等	2,153
その他	7,954	賞与引当金	2,343
貸倒引当金	△54	販売促進引当金	3,110
固定資産	**114,952**	その他	6,164
有形固定資産	**55,847**	**固定負債**	**23,399**
建物及び構築物	13,143	社債	50
土地	40,964	長期借入金	16,591
建設仮勘定	105	繰延税金負債	0
その他	1,635	退職給付引当金	2,799
無形固定資産	**10,425**	役員退職慰労引当金	1,201
のれん	7,699	負ののれん	478
その他	2,725	その他	2,277
投資その他の資産	**48,678**	**負債合計**	**102,109**
投資有価証券	5,681	**純資産の部**	
繰延税金資産	3,719	**株主資本**	**93,690**
差入敷金保証金	34,602	**資本金**	**21,086**
その他	5,359	**資本剰余金**	**21,884**
貸倒引当金	△683	**利益剰余金**	**62,548**
		自己株式	**△11,828**
		評価・換算差額等	**△680**
		その他有価証券評価差額金	**△680**
		少数株主持分	**861**
		純資産合計	**93,872**
資産合計	**195,981**	**負債・純資産合計**	**195,981**

連結損益計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		390,934
売上原価		285,359
売上総利益		105,575
販売費及び一般管理費		89,796
営業利益		15,778
営業外収益		
受取利息	274	
受取配当金	84	
仕入割引	175	
器具備品受贈益	415	
発注処理手数料	391	
負ののれん償却額	318	
その他	412	2,072
営業外費用		
支払利息	338	
創立費	178	
貸倒引当金繰入額	119	
持分法による投資損失	119	
現金過不足	33	
その他	78	868
経常利益		16,982
特別利益		
固定資産売却益	26	
貸倒引当金戻入益	23	
債務免除益	40	
投資有価証券売却益	1	
その他	3	95
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	649	
店舗閉店損失	356	
減損損失	2,896	
その他	4	3,910
税金等調整前当期純利益		13,167
法人税、住民税及び事業税	5,359	
法人税等調整額	866	6,226
少数株主利益		140
当期純利益		6,801

連結株主資本等変動計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年３月31日　残高	21,086	21,884	57,343	△6,544	93,769
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,535		△1,535
当期純利益			6,801		6,801
自己株式の取得				△5,344	△5,344
株式移転による増減	△0		△61	61	―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△0	―	5,205	△5,283	△78
平成20年３月31日　残高	21,086	21,884	62,548	△11,828	93,690

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年３月31日　残高	220	220	738	94,728
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,535
当期純利益				6,801
自己株式の取得				△5,344
株式移転による増減				―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△900	△900	123	△777
連結会計年度中の変動額合計	△900	△900	123	△855
平成20年３月31日　残高	△680	△680	861	93,872

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　10社

・連結子会社の名称

㈱マツモトキヨシ
㈱健康家族
㈱トウブドラッグ
㈱エムケイプランニング
㈱マツモトキヨシ保険サービス
㈱ユーカリ広告
伊東秀商事㈱
㈱ぱぱす
㈱エムケイ東日本販売
㈱マックス

このうち、㈱マツモトキヨシは平成19年10月１日付け株式移転により、また、その他の会社は平成20年１月１日付け会社分割により㈱マツモトキヨシから承継したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

㈱矢野商事は、平成20年３月に清算結了いたしましたので、清算結了日までの損益計算書を連結しております。

非連結子会社は該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

２社

・会社等の名称

杉浦薬品㈱
㈱ラブドラッグス

平成20年１月１日付け会社分割により㈱マツモトキヨシから承継した関連会社であります。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　該当事項はありません。

前連結会計年度において持分法を適用していなかった関連会社㈱中央ビルについては、当連結会計年度中に全株式を売却しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱トウブドラッグの決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
なお、当連結会計年度において、㈱健康家族の決算日を２月末日より３月31日に変更いたしました。これにより㈱健康家族の当連結会計年度における会計期間は13ヵ月となっております。なお、この決算日変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(4) 株式移転に伴う資本連結手続きに関する事項

㈱マツモトキヨシは株式移転により完全親会社となる当社を平成19年10月１日に設立いたしました。当該株式移転については、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会　平成15年10月31日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として連結財務諸表上の会計処理を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として売価還元法による低価法を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の５％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得原価の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

ロ．無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．繰延資産

・創立費　　支出時に全額を費用処理しております。

・開業費　　支出時に全額を費用処理しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．販売促進引当金　　販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ．退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ホ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　重要なリース取引の処理方法　　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

(8) 会計方針の変更

減価償却資産の減価償却の方法

当連結会計年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更の損益に与える影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　18,848百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	53,579千株	－千株	－千株	53,579千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,405千株	2,128千株	－千株	4,533千株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加2,128千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,127千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成19年６月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　1,023百万円
・１株当たり配当金額　　20円
・基準日　　平成19年３月31日
・効力発生日　　平成19年６月29日

ロ．平成19年11月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　511百万円
・１株当たり配当金額　　10円
・基準日　　平成19年９月30日
・効力発生日　　平成19年12月10日

（注）当社は平成19年10月１日に株式移転により株式会社マツモトキヨシの完全親会社として設立されているため、上記の支払額は株式会社マツモトキヨシの定時株主総会及び取締役会において決議された金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成20年６月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　980百万円
・１株当たり配当金額　　20円
・基準日　　平成20年３月31日
・効力発生日　　平成20年６月30日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

４．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,896円43銭
(2) １株当たり当期純利益	134円25銭

５．重要な後発事象

（会社分割（吸収分割）契約の締結）

平成20年５月16日開催の取締役会において、株式会社マツモトキヨシの仕入れ事業を株式会社マツモトキヨシホールディングスに会社分割により移管する決議を行い、同日両社間で吸収分割に関する契約を締結いたしました。

なお、本契約は、平成20年６月27日に開催予定の株式会社マツモトキヨシホールディングス定時株主総会における定款変更承認、または法令に定める関係官庁等の承認を得られなかった際には、効力を失うものであります。

会社分割の概要は次のとおりであります。

(1) 会社分割の目的

当社グループの仕入れ機能は子会社である株式会社マツモトキヨシが保有しておりましたが、グループ全体としてのスケールメリットを活かしたＮＢ商品の原価低減、及びＰＢ商品の販売力強化、また、仕入れに関する業務の効率化を行うため、当該機能を持株会社が保有することとしました。

これにより、当社は純粋持株会社として当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及び、その進捗管理等の監督業務を行うこととしておりましたが、それに加えて仕入れ機能を保有した事業持株会社となります。

(2) 会社分割の方法

当社の100％子会社である、株式会社マツモトキヨシを分割会社とし、当社を承継会社とした吸収分割方式であります。

(3) 分割期日

平成20年７月１日

（注）当吸収分割は、承継会社である株式会社マツモトキヨシホールディングスにおいては会社法第796条第３項に定める簡易吸収分割であり、株式会社マツモトキヨシにおいては会社法第784条第１項に定める略式吸収分割であるため、両社とも株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(4) 分割会社に交付する金銭等に関する事項

株式会社マツモトキヨシホールディングスは、株式会社マツモトキヨシの発行済株式を全部取得しているため、吸収分割に関しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

株式会社マツモトキヨシホールディングスは承継により増加する資本金はありません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

株式会社マツモトキヨシにおける仕入れ事業に係る資産、負債及び権利・義務の一部

(6) 分割する仕入れ事業の経営成績

平成20年３月期の当該営業にかかる売上高は33,070百万円であります。

(7) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	7,052百万円	流動負債	450百万円
固定資産	0百万円	固定負債	－百万円
資産合計	7,052百万円	負債合計	450百万円

（注）株式会社マツモトキヨシの「仕入れ事業」に係る資産及び負債につきましては平成20年３月31日の貸借対照表の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加減修正した上で確定するものとします。

(8) 分割会社の概要

商　　号　株式会社マツモトキヨシ
事業内容　医薬品、化粧品、雑貨品、食料品、ＤＩＹ用品、販売ほか
本店所在地　千葉県松戸市新松戸東９番地１
代 表 者　代表取締役社長　松本 南海雄
資 本 金　21,086百万円

貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,466**	**流動負債**	**14,295**
現金及び預金	803	短期借入金	2,000
売掛金	1,264	１年内返済予定長期借入金	11,250
貯蔵品	1	未払金	721
前払費用	23	未払費用	70
繰延税金資産	59	未払法人税等	193
短期貸付金	9,209	前受収益	23
その他	135	その他	37
貸倒引当金	△31	**固定負債**	**16,000**
固定資産	**107,676**	長期借入金	16,000
有形固定資産	**7,804**	**負債合計**	**30,295**
建物	1,772	**純資産の部**	
構築物	45	**株主資本**	**89,523**
船舶	11	**資本金**	**21,086**
車両運搬具	17	**資本剰余金**	**79,759**
器具備品	46	資本準備金	21,866
土地	5,910	その他資本剰余金	57,892
無形固定資産	**1,898**	**利益剰余金**	**506**
商標権	1	その他利益剰余金	506
ソフトウエア	1,023	繰越利益剰余金	506
その他	873	**自己株式**	**△11,828**
投資その他の資産	**97,973**	**評価・換算差額等**	**△676**
投資有価証券	5,335	**その他有価証券評価差額金**	**△676**
関係会社株式	90,537	**純資産合計**	**88,847**
関係会社長期貸付金	66		
長期前払費用	4		
繰延税金資産	520		
長期前払金	1,500		
その他	8		
資産合計	**119,143**	**負債・純資産合計**	**119,143**

損益計算書

（平成19年10月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**1,205**
営業費用		
販売費及び一般管理費	837	**837**
営業利益		**367**
営業外収益		
受取利息	51	
発注処理手数料	107	
その他	6	**165**
営業外費用		
支払利息	100	
創立費	178	
開業費	5	
その他	7	**291**
経常利益		**241**
特別利益		
貸倒引当金戻入益	363	
抱合株式消滅差益	160	
その他	1	**525**
税引前当期純利益		**767**
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	97	261
当期純利益		**506**

株主資本等変動計算書

（平成19年10月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
前事業年度末残高	−	−	−	−	−	−	−	−
事業年度中の変動額								
株式移転による設立	21,086	21,866	57,892	79,759				100,845
当期純利益					506	506		506
自己株式の取得							△5,344	△5,344
会社分割による変動額							△6,483	△6,483
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	21,086	21,866	57,892	79,759	506	506	△11,828	89,523
平成20年３月31日残高	21,086	21,866	57,892	79,759	506	506	△11,828	89,523

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前事業年度末残高	−	−	−
事業年度中の変動額			
株式移転による設立			100,845
当期純利益			506
自己株式の取得			△5,344
会社分割による変動額			△6,483
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△676	△676	△676
事業年度中の変動額合計	△676	△676	88,847
平成20年３月31日残高	△676	△676	88,847

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
・その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。
② 無形固定資産及び長期前払費用	定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 創立費	支出時に全額を費用処理しております。
② 開業費	支出時に全額を費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(6) 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,042百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	9,702百万円
② 短期金銭債務	2,568百万円

(3) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権・債務

長期金銭債権　2百万円

(4) 偶発債務

㈱エムケイ東日本販売の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益　1,204百万円

② 営業取引以外の取引高　47百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－千株	4,533千株	－千株	4,533千株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加4,533千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,127千株、会社分割による増加2,405千株及び単元未満株式の買取による増加0千株であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	23百万円
未払費用	14百万円
貸倒引当金	12百万円
未払金	9百万円
その他	0百万円
繰延税金資産（流動）計	59百万円
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券	573百万円
関係会社株式	511百万円
ソフトウェア	30百万円
一括償却資産	0百万円
評価性引当金	△594百万円
繰延税金資産（固定）計	520百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
（調整）	
抱合株式消滅差益	△8.5
会社分割による影響額	△2.1
評価性引当金の増減額	3.7
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
関係会社	㈱マツモトキヨシ	21,086	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有 直接 100%	12名	経営管理・業務の受託	経営管理及び業務受託料の受領（注）１	1,032	売掛金	1,143
						資金の貸付	資金の貸付（注）２	23,000	―	―
							利息の受取（注）２	12	―	―
						資金の借入	資金の借入（注）３	2,000	短期借入金	2,000
							利息の支払（注）３	0	前払費用	0
							銀行借入に対する被債務保証（注）４	25,250	―	―
関係会社	㈱ぱぱす	253	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有 直接 75%	―	経営管理・業務の受託 資金の貸付	資金の貸付（注）２	3,600	短期貸付金	1,800
							利息の受取（注）２	8	前受収益	8
関係会社	㈱マックス	55	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有 直接 100%	―	経営管理 資金の貸付	資金の貸付（注）２	3,300	短期貸付金	2,200
							利息の受取（注）２	7	前受収益	3
関係会社	㈱エムケイ東日本販売	450	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有 直接 100%	１名	経営管理・業務の受託 資金の貸付	資金の貸付（注）２	4,450	短期貸付金	2,200
							利息の受取（注）２	9	前受収益	3
							増資の引受（注）５	800	―	―
関係会社	伊東秀商事㈱	10	日用雑貨等の卸売	所有 直接 90%	―	経営管理 資金の貸付	資金の貸付（注）２	3,100	短期貸付金	1,100
							利息の受取（注）２	4	前受収益	4

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．経営管理・業務の受託については、持株会社である当社の運営費用相当額を連結子会社から応分に収受しております。

2．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最長６ヶ月とし、期日に一括返済または契約条件内で更新としております。なお、担保は受け入れておりません。

3．資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最長６ヶ月とし、期日に一括返済または契約条件内で更新としております。なお、担保は提供しておりません。

4．当社の金融機関からの借入に対し、株式会社マツモトキヨシより重畳的債務引受を受けております。なお、取引金額については、期末時点の被債務保証残高である借入金残高を記載しております。

5．増資の引受については、当社が㈱エムケイ東日本販売の行った株主割当増資を引き受けたものであります。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,811円54銭
(2) １株当たり当期純利益	9円86銭

9．重要な後発事象

（会社分割（吸収分割）契約の締結）

平成20年５月16日開催の取締役会において、株式会社マツモトキヨシの仕入れ事業を株式会社マツモトキヨシホールディングスに会社分割により移管する決議を行い、同日両社間で吸収分割に関する契約を締結いたしました。

なお、本契約は、平成20年６月27日に開催予定の株式会社マツモトキヨシホールディングス定時株主総会における定款変更承認、または法令に定める関係官庁等の承認を得られなかった際には、効力を失うものであります。

会社分割の概要は次のとおりであります。

(1) 会社分割の目的

当社グループの仕入れ機能は子会社である株式会社マツモトキヨシが保有しておりましたが、グループ全体としてのスケールメリットを活かしたＮＢ商品の原価低減、及びＰＢ商品の販売力強化、また、仕入れに関する業務の効率化を行うため、当該機能を持株会社が保有することとしました。

これにより、当社は純粋持株会社として当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及び、その進捗管理等の監督業務を行うこととしておりましたが、それに加えて仕入れ機能を保有した事業持株会社となります。

(2) 会社分割の方法

当社の100％子会社である、株式会社マツモトキヨシを分割会社とし、当社を承継会社とした吸収分割方式であります。

(3) 分割期日

平成20年７月１日

（注）当吸収分割は、承継会社である株式会社マツモトキヨシホールディングスにおいては会社法第796条第３項に定める簡易吸収分割であり、株式会社マツモトキヨシにおいては会社法第784条第１項に定める略式吸収分割であるため、両社とも株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(4) 分割会社に交付する金銭等に関する事項

株式会社マツモトキヨシホールディングスは、株式会社マツモトキヨシの発行済株式を全部取得しているため、吸収分割に関しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

株式会社マツモトキヨシホールディングスは、承継により増加する資本金はありません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

株式会社マツモトキヨシにおける仕入れ事業に係る資産、負債及び権利・義務の一部

(6) 分割する仕入れ事業の経営成績

平成20年３月期の当該営業にかかる売上高は33,070百万円であります。

(7) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	7,052百万円	流動負債	450百万円
固定資産	0百万円	固定負債	－百万円
資産合計	7,052百万円	負債合計	450百万円

（注）株式会社マツモトキヨシの「仕入れ事業」に係る資産及び負債につきましては平成20年３月31日の貸借対照表の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加減修正した上で確定するものとします。

(8) 分割会社の概要

商　　号　株式会社マツモトキヨシ
事業内容　医薬品、化粧品、雑貨品、食料品、ＤＩＹ用品、販売ほか
本店所在地　千葉県松戸市新松戸東９番地１
代 表 者　代表取締役社長　松本 南海雄
資 本 金　21,086百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月23日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取　締　役　会　御　中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	猪　瀬　忠　彦　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　雅　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月23日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取　締　役　会　御　中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	猪　瀬　忠　彦　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　雅　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成19年10月１日から平成20年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成20年５月16日開催の取締役会において、株式会社マツモトキヨシの仕入事業を会社分割により承継することを決議し、同日付けで分割契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成19年10月１日から平成20年３月31日までの第１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び第２号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年５月26日

株式会社マツモトキヨシホールディングス　監査役会

常勤監査役　佐　賀　　　淳　㊞

監　査　役　田井村　政　人　㊞

監　査　役　大　岩　哲　夫　㊞

（注）監査役田井村政人、大岩哲夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

第１期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案するとともに、株主様への長期安定的な利益配分の見地から、期末配当を１株20円とさせていただきたく存じます。

なお、当社は純粋持株会社として平成19年10月１日に設立された関係上、当期の期末配当の原資は「その他資本剰余金」となります。

①　配当財産の種類
　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は980,902,200円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　平成20年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）当社グループの仕入機能は、これまで当社100％子会社であります株式会社マツモトキヨシが保有しておりましたが、当社グループ全体としてのスケールメリットを活かしたＮＢ商品の原価低減、ＰＢ商品の販売力の強化及び仕入業務を効率化するため、当社は、株式会社マツモトキヨシより当該機能を吸収分割の方法を用いて承継いたします。

　これに伴い、当社現行定款第２条に定める事業目的に、当社グループが取り扱う商材の仕入及び販売に関する事項を追加するものです。

（２）当社設立（平成19年10月１日設立）に伴い、設立の方法及び最初の事業年度に関する事項について定めておりましたが、当社の最初の事業年度が終了したことにより、条文を削除するものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式を所有することにより、当該企業の事業活動を支配・管理することを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の各事業を目的とする。 １．下記（１）～（59）の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式を保有することによりこれらの会社の事業活動を支配・管理すること。 ２．下記（１）～（59）の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社が取扱う商材の仕入・販売・製造等をすること。 ３．上記に付帯する一切の業務。
（１）～（59）（条文省略）	（１）～（59）（現行どおり）
第３条～第39条（条文省略）	第３条～第39条（現行どおり）

現　　　行　　　定　　　款	変　　　更　　　案
付則	（削　除）
（設立の方法）	
第１条　当会社の設立は、会社法第772条の株式移転による。	（削　除）
（最初の事業年度）	
第２条　当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から平成20年３月31日までとする。	（削　除）
第３条　当会社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、月額総額3,000万円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、月額総額300万円以内とする。	（削　除）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役６名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため３名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番　号	氏　　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	松　本　南海雄（昭和18年３月４日生）	昭和40年４月　有限会社薬局マツモトキヨシ（現株式会社マツモトキヨシ）入社 昭和50年４月　株式会社マツモトキヨシ専務取締役 昭和60年１月　株式会社ユアースポーツ代表取締役（現任） 昭和63年８月　有限会社南海公産（現株式会社南海公産）代表取締役（現任） 平成９年７月　株式会社マツモトキヨシ取締役副社長 平成10年６月　同社代表取締役副社長 平成13年２月　同社代表取締役社長（現任） 平成19年10月　当社代表取締役社長（現任）	4,167,340株
2	吉　田　雅　司（昭和23年２月20日生）	昭和50年11月　株式会社マツモトキヨシ入社 平成元年11月　同社薬粧事業本部営業部長 平成７年６月　同社取締役薬粧事業本部営業部長 平成９年７月　同社常務取締役 平成14年４月　同社専務取締役 平成19年７月　同社専務取締役営業統括 平成19年10月　当社専務取締役 平成20年４月　当社取締役副社長事業会社統括担当（現任） 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長事業統括（現任）	16,940株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
3	成田一夫 (昭和25年6月20日生)	平成16年８月　株式会社マツモトキヨシ入社 　　　　　　　同社業務提携管理部長 平成18年２月　同社業務提携管理本部長代行兼経営企画室長 平成18年４月　同社業務提携管理本部長兼経営企画室長 平成18年６月　同社取締役業務提携管理本部長兼経営企画室長 平成19年７月　同社取締役管理本部本部長兼経営企画室長 平成19年10月　当社取締役 平成20年１月　当社取締役経営企画部長 平成20年４月　当社専務取締役経営企画部長（現任） 　　　　　　　株式会社マツモトキヨシ専務取締役管理統括管理本部長兼経営企画室長（現任）	－株
4	松本清雄 (昭和48年1月20日生)	平成７年６月　株式会社マツモトキヨシ入社 平成17年４月　同社商品部長 平成17年６月　同社取締役商品部長 平成19年７月　同社取締役営業本部商品担当部長 平成19年10月　当社取締役 平成19年11月　株式会社マツモトキヨシ取締役営業本部長 平成20年４月　当社常務取締役（現任） 　　　　　　　株式会社マツモトキヨシ常務取締役営業本部長（現任）	22,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	松本鉄男 (昭和20年1月2日生)	昭和42年４月　有限会社薬局マツモトキヨシ（現株式会社マツモトキヨシ）入社 昭和50年４月　株式会社マツモトキヨシ常務取締役 平成９年７月　同社取締役副社長 平成10年６月　同社代表取締役副社長 平成13年２月　同社取締役 平成19年10月　当社取締役 平成20年４月　当社取締役渉外担当 平成20年５月　当社取締役相談役渉外担当（現任）	5,615,400株
6	根津孝一 (昭和21年1月12日生)	昭和39年４月　株式会社松屋百貨店入社 昭和47年９月　有限会社タカオカ薬局入社 平成元年11月　有限会社ぱぱす設立（現株式会社ぱぱす）代表取締役 平成６年４月　株式会社ぱぱす代表取締役（現任）	38,000株
7	大翁正博 (昭和23年5月5日生)	昭和48年４月　三井生命保険相互会社入社(現三井生命保険株式会社) 平成14年４月　同社執行役員営業本部長 平成17年４月　同社常務執行役員東京営業本部長 平成18年４月　三生収納サービス株式会社代表取締役社長(現任) 株式会社ビジネスエージェンシー代表取締役社長(現任) クロスプラス株式会社社外取締役(現任) 平成19年６月　株式会社マツモトキヨシ社外取締役 平成19年10月　当社社外取締役（現任）	ー株

候補者番　号	氏　　　　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
8	小　林　諒　一（昭和21年10月25日生）	昭和46年４月　株式会社野村電子計算センター（現株式会社野村総合研究所）入社 昭和61年10月　野村コンピュータシステムズ・アメリカ社長 平成元年６月　株式会社野村総合研究所開発管理部長 平成６年６月　株式会社野村総合研究所取締役 平成８年７月　ＮＲＩデータサービス株式会社常務取締役 平成11年６月　同社専務取締役 平成14年４月　株式会社野村総合研究所顧問 平成14年６月　同社常勤監査役 平成19年６月　株式会社アルゴ21社外監査役 平成19年６月　株式会社スクウェア・エニックス常勤監査役（現任）	－株
9	湯　浅　紀　男（昭和15年11月17日生）	昭和41年４月　株式会社湯浅代表取締役社長（現任） 平成２年６月　株式会社シュテルン葛飾代表取締役社長 平成12年９月　同社代表取締役会長（現任）	1,000株

（注）１．取締役候補者松本南海雄氏は、株式会社ユアースポーツ及び株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と前記各社との間に不動産賃借の取引関係があります。
　なお、同氏は当社子会社であります株式会社マツモトキヨシの代表取締役であり、同社と前記各社との間に不動産賃借の取引関係があり、また、同社と候補者本人との間に不動産賃借の取引関係があります。

２．取締役候補者松本鉄男氏は、当社子会社であります株式会社マツモトキヨシとの間に不動産賃借の取引関係があります。

３．取締役候補者根津孝一氏は、株式会社ぱぱすの代表取締役であり、当社と同社との間には、経営管理、業務受託及び金銭貸付の取引関係があります。
　なお、当社子会社であります株式会社マツモトキヨシと同社との間に商品供給の取引関係があります。

４．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

５．取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、それぞれ社外取締役の候補者であります。

６．社外取締役候補者とする理由について

（１）大爺正博氏は、他の企業の経営者や社外取締役を現任されており、経営に関する見識と豊富な経験を有しており、客観的な立場より当社の経営に助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（２）小林諒一氏は、長年にわたりコンピュータシステム開発・運用を担当され、また、他の企業の役員を歴任されており、コンピュータシステムに関する専門的知識と経営に関する見識を有しており、客観的な立場より当社の経営に助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（３）湯浅紀男氏は、長年にわたり他の企業の経営者を現任しており、経営に関する見識と豊富な経験を有しており、客観的な立場より当社の経営に助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

７．取締役候補者大爺正博氏は、当社設立（平成19年10月１日）に伴い社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって９ヶ月となります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役大岩哲夫氏が辞任いたしますので、監査体制を一層強化するための増員を含め、新たに監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	鈴木　哲（昭和21年６月12日生）	昭和45年５月　安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン）入社 平成４年４月　同社佐賀支店長 平成７年４月　同社企画開発部長 平成12年４月　同社理事千葉支店長 平成15年４月　同社理事住宅金融公庫部長 平成17年６月　電気興業株式会社常勤監査役（現任）	―株
2	諸星　健司（昭和28年４月25日生）	昭和47年４月　東京国税局総務部総務課 平成３年７月　国税庁課税部消費税課係長 平成12年７月　東京国税局調査第一部調査審査理課課長補佐 平成14年７月　東京国税不服審判所国税副審判官 平成16年８月　税理士登録 平成16年８月　諸星健司税理士事務所開業（現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

２．監査役候補者鈴木哲氏及び諸星健司氏は、それぞれ社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者とする理由について

（１）鈴木哲氏は、長年にわたり保険会社での業務に携わっており、現在では他の企業の監査役を現任しております。特に内部統制に関する豊富な経験と見識を有しており、これを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

（２）諸星健司氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、長年にわたり国税局での業務に携わっており、豊富な業務経験と専門知識を有しており、これを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第５号議案　取締役及び監査役の報酬額承認の件

当社の取締役及び監査役の本総会終結の時までの報酬額は、当社定款付則第３条により、取締役については月額総額3,000万円以内、監査役については月額総額300万円以内と定められております。

本総会終結後の当社取締役及び監査役の報酬につきましては、会社法施行に伴う取締役及び監査役の賞与の報酬への組み込み、経営機構改革により取締役会を「経営の意思決定」、「戦略創出」及び「経営監視」の各機能を担う機関として管掌を明確にしたこと、第４号議案にてご提案しておりますとおり、監査体制の一層の強化を図るため監査役を増員すること等の諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を年額４億1,600万円以内、監査役の報酬額を年額4,800万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）ですが、第３号議案及び第４号議案をご承認いただきますと、取締役は９名（うち社外取締役３名）、監査役は４名（うち社外監査役３名）となります。

第６号議案　当社株式の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）承認の件

平成19年10月１日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決定・公表いたしましたが、その有効期限は、本定時株主総会の終結の時までとし、本定時総会にて株主の皆様のご承認が得られた場合には、１年間有効期間が延長され、以後も１年毎に同様のご承認を得るものとしておりました。

本議案は、株主の皆様に本プランの継続のご承認をお願いするものであります。

本プランは、本総会の承認が得られた場合には、１年間継続され、もし承認が得られなかった場合には、廃止されることになります。また、その後１年毎に定時株主総会において継続の可否について承認を得るものとします。

１．導入の目的

１）導入の目的

本プランは、特定株主グループ[1]の議決権割合[2]を20％以上とすることを目的とする当社株券等[3]の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、「大規模買付行為」を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値を著しく毀損させる可能性を有する場合において、当社グループの企業価値を確保するため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

２）当社の企業価値向上の取り組み

当社グループは、

「１st　for　You.　あなたにとっての、いちばんへ。
私たちは、すべてのお客様のためにまごころをつくします。
私たちは、すべてのお客様の美と健康のために奉仕して参ります。
私たちは、すべてのお客様にとって、いちばん親切なお店を目指します。」を経営理念としています。

この経営理念に基づき、地域に密着した「かかりつけ薬局」とセルフメディケーションを推進するため、顧客視点での営業に注力しております。顧客視点にたち、お客様の高度化するニーズに応え、お客様との信頼関係をより高めることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保す

ることにつながると考えております。

昨今、ドラッグストア業界においては、一部健康食品のブームが下火になり、さらには業種／業態を越えた競争など、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増しております。当社グループでは、このような激しい競争を勝ち抜き、継続して成長するため、現在は以下の３つの施策を推進しております。

（１）専門性の強化と効率化

専門性の強化のため、顧客ニーズに迅速に対応できるよう販売店舗の運営を見直すとともに、顧客満足度を高めるため、販売員を含めた階層別・職能別の人材教育を推進しております。また、商品開発部門においては、当社グループとしてＰＢ商品の開発機能を集約し、価格だけではなく機能で差別化できる商品の開発を進めております。

なお、当社グループとしましては、グループ企業それぞれが地域密着型の営業が可能な体制を構築するとともに、その一方でそれぞれの企業で重複する本社部門の機能の効率化を進めてまいります。

（２）Ｍ＆Ａ／ＦＣ展開の機動的推進

直営店舗の新規出店と既存店のスクラップ＆ビルドは継続して実施してまいりますが、競争激化や薬事法改正による企業の再編が予測されるなか、ＦＣ／業務提携／Ｍ＆Ａといったグループとしての拡大化を推進しております。これにより、スケールメリットを活かしたＮＢ商品の原価低減と、ＰＢ商品の販売力を強化し、収益の向上を図ります。

ＦＣ展開においては、当社グループのドラッグストア店舗の運営ノウハウをパッケージ化し、薬事法改正を見込み新規参入する企業に対して当該ＦＣパッケージを提供することにより、お互いが利益をシェアしながら当社グループにとっては投資コストを抑え、低リスクでの収益を獲得できる仕組みを構築してまいります。

（３）リーディングカンパニーとしての競争力のある企業グループの実現

新しいストアコンセプトをもった新業態店舗の開発や、医薬品メーカーとの提携を視野にいれた製造・配送・販売の垂直統合を行うなど、ドラッグストアの新しいビジネスモデルを確立します。

３）導入の必要性

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、大規模買付者に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社株式の保有状況としては、別紙３のとおり、約50％を超える当社株式が信託銀行等の機関投資家や外国法人等に保有されており、当社の株主の分布状況は広範にわたっております。

また、平成20年３月31日現在、当社取締役及びその関係者によって、当社発行済株式の約22%が保有されておりますが、その大多数は個人株主であり、その各々の事情により、今後当社株式の譲渡や、その他の処分をしていく可能性があり、この持株比率が変動する可能性は否定できません。

また、当社グループの拡大施策として、直営店舗の新規出店や、Ｍ＆Ａの機動的な推進を行っており、その施策を遂行する上では資金調達が必要になることも考えられます。その資金調達の方法としては、株式市場からの資金調達も有力な選択肢の一つと考えており、その場合は、現在の当社取締役及びその関係者が保有する持株比率や、株主の皆様が保有する持株比率が希釈化される可能性もあります。

これらの状況により、当社株式の流動性は、現時点において既に高い状況にあり、上記施策を実現する上では、今後一層高まる可能性があるものと考えられます。そのため、今後当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大量買付が提案される可能性も否定できません。

そこで、当社は、当社の株式に対して、大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本日現在、特定の第三者よりの大規模買付に関する提案を受けている事実はありません。

1　特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

2　議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、１の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、１の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。 各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

3　株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

２．買収防衛策の内容

１）概要

本プランの概要は、（１）大規模買付者は大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報提供を行います。（２）当社取締役会は、当該情報に対し必要と考えられる一定の評価期間において検討を行い、当社取締役会としての意見を公表します。（３）大規模買付行為は、当社取締役会の評価期間を経た後でのみ実施することができます。（４）大規模買付者が、上記の一定の情報提供ルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しない場合、若しくは大規模買付行為が、企業価値・株主共同の利益に反すると判断される場合にのみ、対抗措置が発動されることがある、というものです。

２）大規模買付ルールの内容

（１）情報提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約書を提出していただきます。当該誓約書には、大規模買付者の名称、本社所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要及び期間を示していただきます。当社取締役会は、誓約書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当初提出いただくべき情報のリストを交付します。本情報の詳細は、大規模買付者の属性によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

ⅰ）大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細

- 経歴または沿革
- 資本構成
- 役員構成
- 主要業務
- 主要株主
- グループ組織図
- 直近３年間の有価証券報告書
- 当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細及びその結果対象会社の企業価値に与えた影響

ⅱ）ドラッグストアに関する業務経験

ⅲ）現在の株式保有割合

ⅳ）買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

ⅴ）買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、担保提供の有無、関連する取引の内容を含みます。）

ⅵ）買付の目的、方法、及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性を含みます。）

ⅶ）経営計画

・経営方針
・経営計画・事業計画
・財務政策・資本政策
・配当政策
・買収後３年間の数値目標
・役員候補の略歴

ⅷ）現在における当社及び当社関連会社との取引関係

ⅸ）大規模買付行為完了後の当社の役割

ⅹ）大規模買付行為後の当社グループの従業員・取引先・顧客・その他ステークホルダーに対する関係の変化の有無及び処遇方針

xi）当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は、提供していただいた資料を検討の上、不十分であると判断した場合には、必要と考えられる情報を追加で求めます。当社取締役会は大規模買付の提案があった場合にはすみやかに公表いたします。また、提供いただいた資料の一部または全部について、適切と判断する時点で公表いたします。

（２）取締役会における検討、及び評価の公表

大規模買付者は、当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会（後記３）（３））に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を

最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。

3）大規模買付行為がなされた場合の大規模買付対抗措置

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資すると判断した場合は、その旨の意見を公表します。一方、当該大規模買付行為や、買付後の経営方針等に問題点があると考えた場合は、反対意見を表明、または、代替案を提案します。当社取締役会は、当該大規模買付行為に反対であっても、大規模買付者がルールを遵守する場合においては、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は決議いたしません。株主の皆様が、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社取締役会からの意見、または代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。しかし、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合、かつ、対抗措置を発動することが妥当であると判断した場合は、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置をとることがあります。具体的には、以下の類型のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。また、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

ｉ）以下に掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合

① 株式を買占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 会社を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

③　会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

④　会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

ⅱ）強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

ⅲ）大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合

ⅳ）買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

なお、上記ⅰ）からⅳ）の類型に該当するか否かの判断に際しては、外部専門家等の意見を参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置をとる場合があります。 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定及び対抗措置の発動の適否･内容については、外部専門家等の助言及び監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙１に記載のとおりです。

（３）独立委員会

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。（概要につきましては、別紙２をご参照ください）独立委員会の委員は３名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外監査役・弁護士・公

認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付が企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、上記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は、公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

4）株主・投資家の皆様に与える影響

（1）大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付行為に対して、当社株式の継続保有における検討材料の公表や、当社取締役会の意見を表明する機会等を保証することを目的としております。それにより、当社株主の皆様に大規模買付に対する諾否を適切・十分な情報を元にご判断いただくことが可能になるものと考えており、当社株主の皆様の権利利益に影響を与えるものではありません。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付に対し、当社が大規模買付に対する対抗措置を発動した場合、大規模買付者以外の株主の皆様には、対抗措置の仕組上、法的権利または経済的側面において格別の損失が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に、新株予約権１個あたり１円以上の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

ただし、株主名簿に対する名義書換が未完了の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、１株当たりの株式の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

５）有効期限

本プランの有効期限は、平成21年６月末開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

上記定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご承認を得ることとし、承認が得られた場合は、１年間有効期間が延長されるものとします。以後も１年毎に同様の承認を得るものとしますが、承認が得られなかった場合において、本プランは当該定時総会終結の時をもって廃止とします。

また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本プランの随時見直しを行い、本プランの本質的な変更及び廃止については、株主総会において承認を得て行うものとします。

本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会により本プランを修正する旨の決議が行われた場合は、その時点で修正されるものとします（ただし、本質的な変更は除きます）。

当社取締役会は、本プランの有効期間中に本プランを修正する場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、修正することを決定した場合は株主の皆様に速やかにお知らせします。

別紙１

新株予約権概要

１．新株予約権付与の対象となる発行条件と対象株主

当社取締役会が基準日と定める日における、最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき、1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日と定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権１個に対し１株とする。

３．発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は１円以上とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権は、取締役会の承認を経た上で譲渡することができる。

６．行使条件

次の①ないし⑥に規定する者は、原則として新株予約権を行使できない。

①　特定大量保有者[1]

②　その共同保有者[2]

③　特定大量買付者[3]

④　その特別関係者[4]

⑤　上記①ないし④記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者

⑥　上記①ないし⑤記載の者の関連者[5]

７．行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

８．自社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「新株予約権取得日」）において、上記６の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、取得日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

1　当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む）をいう。

2　金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む）をいう。

3　公開買付けによって当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項に定義される）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の２第８項に定義される）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む）をいう。

4　金融商品取引法第27条の２第７項に定義される者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む）をいう。

5　「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

別紙２

独立委員会の概要

１．構成員

独立委員会の構成員は弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等、３名以上で構成される。

当初の構成員の任期は、平成22年６月末に開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。

当初の構成員以外の構成員の任期は、選任された日から３年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．独立委員会の権限と責任

独立委員会は、大規模買付時において、大規模買付に関する、取締役会からの諮問がある場合には、これを検討の上、独立委員会としての意見を決定し、取締役会に対しその決定をその理由を付して勧告する権限と責任を有する。なお、独立委員会の各委員は、決定にあたっては当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

なお、独立委員会は、各委員の意見の決定にあたり適切な判断を確保するために必要と考えられる場合には、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。

３．独立委員会の決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

４．構成員の氏名及び略歴

現時点における独立委員会の構成員は、以下の３名です。

滝口　秀夫（たきぐち　ひでお）

【略　歴】

昭和４年11月生	
昭和55年７月	東京国税局査察部査察第32部門統括国税査察官
昭和61年７月	松戸税務署長
昭和62年８月	滝口税理士事務所開業（現任）
昭和62年８月	株式会社マツモトキヨシ顧問税理士（現任）
平成19年10月	当社顧問税理士（現任）
平成19年10月	当社独立委員会委員就任（現任）

三好　　徹（みよし　とおる）

【略　歴】

昭和22年４月生	
昭和48年９月	司法試験合格
昭和51年４月	弁護士登録　柏原法律事務所所属
昭和53年９月	三好総合法律事務所開業（現任）
平成４年10月	株式会社マツモトキヨシ顧問弁護士（現任）
平成19年10月	当社顧問弁護士（現任）
平成19年10月	当社独立委員会委員就任（現任）

三宅　　明（みやけ　あきら）

【略　歴】

昭和９年11月生	
昭和62年７月	三井生命保険相互会社取締役証券部長
平成６年７月	同社代表取締役専務
平成９年４月	同社代表取締役社長
平成16年４月	三井生命保険株式会社名誉顧問（現任）
平成19年10月	当社独立委員会委員就任（現任）

なお、上記３名と当社との間に特別の利害関係はありません。

別紙３

当社株主の状況

１．大株主の状況

平成20年３月31日現在の当社の大株主（上位10名）の状況は以下のとおりです。

株主名	所有株式数（株）	出資比率（%）
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーサブアカウントアメリカンクライアント	6,778,285	13.82
松本鉄男	5,615,400	11.45
松本南海雄	4,167,340	8.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,224,100	4.53
株式会社千葉銀行	2,147,800	4.38
株式会社南海公産	1,743,588	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,172,400	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,014,500	2.07
全国共済農業協同組合連合会	877,800	1.79
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェイピーアールディアイエスジーエフイーエイシー	814,500	1.66
合計	26,555,713	54.15

（注）１．当社の自己株式4,533,904株は上記の表から除いております。
２．出資比率は自己株式4,533,904株を控除して計算しております。

２．株主数

9,831名

３．所有者区分別状況

所有者区分	株主数	所有株式数 （株）	所有株式数の割合 （％）
金融機関	56	11,250,761	21.00
金融商品取引業者	33	322,626	0.60
その他法人	152	6,870,686	12.82
外国法人等	245	17,363,762	32.41
個人・その他	9,344	13,237,275	24.71
自己名義株式	1	4,533,904	8.46
合計	9,831	53,579,014	100.00

以　上